

社協「ふれあい食事サービス事業」事業要項

ふれあい食事サービス事業

事業名	事業目的	対象者等
ふれあい食事サービス事業	ひとりぐらし高齢者や高齢者世帯の方への定期的な食事の支援と見守り。地域住民とのふれあいや地域住民同士が交流を高め、地域の連帯の輪を広げ、地域住民参加の福祉活動の活性化をねらいます。 ※ふれあいいきいきサロン事業とは別とします。	対象： <u>ひとりぐらし高齢者、 高齢者世帯</u> 負担：自己負担（200円以上希望） 運営：毎月1回以上の開催（会食または配食）を原則 但し、食中毒等考慮し中止の場合はその限りでない 組織：ボランティアグループ（地域住民） 報告：1回ごとに実績報告書作成し、各支部へ提出すること。

○実施期間：活動の実施期間は4月から翌年3月までの1年間とする。

※年度途中における新規申し込みについて

4月～9月末日までの申し込み⇒【10月より登録されます】

10月～3月末日までの申し込み⇒【4月より登録されます】

○助成形態：恵那市社会福祉協議会（各地区の支部社協）より活動費を助成します。

※年度途中から活動する場合の助成金については協議し決定します。

○報告、請求：1回ごとに提出して下さい。（様式3-①、3-②）

○申込方法：所定の用紙でお申し込みください。

※壮健クラブや趣味の会等はご遠慮下さい。